



2015年3月16日

各 位

会社名 新華ホールディングス・リミテッド  
(URL : www.xinhuaholdings.com)  
代表者名 最高経営責任者 (CEO)  
レン・イー・ハン  
(東証マザーズ コード番号 : 9399)  
連絡先 経営企画室マネージャー  
高山 雄太  
(電話 : 03-4570-0741)

**株式会社テクノグローバルによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ**

新華ホールディングス・リミテッド（以下、「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社テクノグローバル（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関して、現時点においては、意見の表明を留保することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社取締役会は、本公開買付けが中長期的な観点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるかについて、引き続き、情報収集、評価・検討等を行い、速やかに、当社取締役会としての株主の皆様への意見の表明をさせていただく予定です。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社テクノグローバル										
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町5番1号										
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 柏原 武利										
(4) 事 業 内 容	指紋認証セキュリティの製品及びソリューション開発・販売										
(5) 資 本 金	340,819,000円										
(6) 設 立 年 月 日	平成7年3月22日										
(7) 大株主及び持株比率 (平成27年3月3日現在)	<table> <tr> <td>柏原 武利</td> <td>46%</td> </tr> <tr> <td>斉藤 昌弘</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>青柳 由一</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>栃本 京子</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>斑目 力曠</td> <td>5%</td> </tr> </table> <p>※ 公開買付者が平成27年3月3日に提出した公開買付け届出書の記載に基づくものです。</p>	柏原 武利	46%	斉藤 昌弘	25%	青柳 由一	10%	栃本 京子	7%	斑目 力曠	5%
柏原 武利	46%										
斉藤 昌弘	25%										
青柳 由一	10%										
栃本 京子	7%										
斑目 力曠	5%										
(8) 上場会社と公開買付者の関係	<table> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>公開買付者は、当社の普通株式190,401株を所有しており、その保有割合は2014年12月31日現在の当社の発行済株式数2,499,999.79株(普通株式及びA種優先株式)に対して7.62%となります。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>当社と公開買付者との間には、記載すべき関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>当社と公開買付者との間には、記載すべき関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	公開買付者は、当社の普通株式190,401株を所有しており、その保有割合は2014年12月31日現在の当社の発行済株式数2,499,999.79株(普通株式及びA種優先株式)に対して7.62%となります。	人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき関係はありません。	取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。		
資 本 関 係	公開買付者は、当社の普通株式190,401株を所有しており、その保有割合は2014年12月31日現在の当社の発行済株式数2,499,999.79株(普通株式及びA種優先株式)に対して7.62%となります。										
人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき関係はありません。										
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき関係はありません。										
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。										

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金900円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保します。

(2) 意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討してまいりましたが、本日開催の当社取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保することを決議いたしました。

公開買付者からは、平成26年9月以降、当社との資本業務提携を行いたい旨の申し入れを断続的に受けており、公開買付者が当社株式を取得するための方策として、第三者割当増資や、公開買付けを行うことが公開買付者から提案されておりました。当社は、当社の大株主でもあった公開買付者の提案内容を真摯に検討いたしました。公開買付者と提携することの具体的なメリットを見出すことができませんでした。公開買付者からは、公開買付けを行うに当たり、賛同意見を表明して欲しい旨の要請がありましたが、当社は、熟慮した結果、平成27年1月初旬、その時点においては公開買付者による公開買付けに賛成することはできないとの結論に至りました。もっとも、公開買付者が、当社の最高経営責任者であるレン・イー・ハン氏に対して、株主総会における議決権の行使を委ねる旨の合意書を締結できれば、公開買付者が、当社の現経営陣に対して敵対的ではないことが確認できるため、当該合意書の締結を条件として、公開買付者が開始する公開買付けに反対せず、中立の姿勢を表明することも検討可能である旨を公開買付者に伝え、当該合意書の内容について、交渉が行われました。

この点、公開買付者が提出した公開買付届出書4頁第1の3.(2)②(iii)では、「レン氏は、平成27年1月16日、公開買付者に対し、本公開買付け及び資本業務提携契約の交渉の打ち切りを一方的に通告」した旨記載されていますが、そのような事実はありません。

実際には、平成27年1月16日以降も、協議が継続されており、平成27年1月27日に、公開買付者の要求に従い、当社代理人を通じて、公開買付者代理人弁護士に対して、上記の議決権に関する合意書が締結されることを前提とした、公開買付けに対して中立の意見を表明する旨の意見表明報告書の素案を送付しております。これに対して、公開買付者代理人から、平成27年1月27日、当該素案をクライアントと共有の上、検討する旨、また、議決権行使に関する合意書と公開買付届出書についても、それを踏まえて追って連絡する旨の返信がありました。もっとも、その後公開買付者からの連絡が途絶え、約1ヵ月後の平成27年2月26日に、公開買付者の代理人弁護士から、公開買付者においては、議決権行使に関する合意書及び資本業務提携契約を締結することを一旦断念するとの一方的な通告がありました。その後、平成27年3月2日になって、公開買付者の代理人弁護士から、公開買付者は、当社との間で議決権行使に関する合意書及び資本業務提携契約を締結することを一旦断念した上で、当社普通株式に対する公開買付けについてさらに検討を行ったところ、同日、公開買付けを開始することを決定した旨の通告と共に、プレスリリース文の送付を受け、当社の了解のないまま本公開買付けが開始されたものです。

当社は、公開買付者からの提案を一貫して真摯に検討してまいりましたが、最終的に当社との契約交渉を断念した旨一方的に通告し、当社の同意がないまま本公開買付けの開始を強行した公開買付者の姿勢には当惑しております。当社は、公開買付者及び本公開買付けに関する情報収集や検討等を進めてまいりました。その結果、現時点においては、当社と公開買付者が資本業務提携を行うことに特段のシナジーもなく、当社にとってのメリットが見出せておりません。もっとも、公開買付届出書その他公開買付者が開示した情報のみからでは、本公開買付けの目的その他の本公開買付けの評価・検討に当たり重要であると考えられる多くの事項の詳細が明らかではありません。そのため、当社取締役会が、本公開買付けの条件等について慎重に評価・検討を行った上で、当社の株主の皆様の本公開買付けに応募されるか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成・表明するためには、さらなる情報収集を行うべきであると考えております。

そこで、当社は、本日開催された当社取締役会において、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保し、別紙記載の各事項について公開買付者に対して質問を行い、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、その回答内容を踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適



切であると判断いたしました。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けの買付予定数の上限は、219,082株とされており、これにかかる議決権の数(219,082個)は、当社の総株主の議決権の数(2,499,999個)の約8.76%にとどまるものであることから、仮に上限に達する数の応募があったとしても、それにより当社の普通株式が東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当することはないため、上場廃止となる見込みはありません。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者が提出した公開買付届出書によると、本公開買付け後に株式の追加取得等を予定しておらず、本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本公開買付けは、当社の賛同を得ずに開始されたものであり本公開買付けに関して当社と公開買付者との間には何らの合意も存在しません。公開買付者は、当社の普通株式190,401株を所有しておりますが、当社は公開買付者の株式を一切保有しておらず、また、公開買付者による当社株式の保有は当社の要請又は同意に基づくものでもありません。公開買付者と当社との間には、何らの人的関係、取引関係も存在せず、また、公開買付者は、当社の関連当事者にも該当しません。したがって、意見表明の公正性を担保する特段の必要はなく、利益相反も存在しません。

4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問  
添付別紙をご参照ください。

8. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

公開買付者は、金融商品取引法第27条の10第11項及び同法施行令第13条の2第2項の規定に従い、本日当社が提出した意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記第7項及び別紙に記載の質問に対して、金融商品取引法第27条の10第11項に規定の対質問回答報告書を提出することが予定されています。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がそれまでに開示したその他の情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

以上



## 新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及び日本を含むその他のアジアの地域において、金融サービス及びパブリックリレーションの事業分野において商品及びサービス並びにスマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。

別紙

## 公開買付者に対する質問

### 1. 公開買付者の概要

- (1) 貴社の全ての子会社及び関連会社について、名称、所在地、事業内容、持分の保有比率、代表者の役職及び氏名、従業員数、及び貴社との事業上の関係の詳細をご教示ください。
- (2) 貴社の単体での従業員数をご教示ください。
- (3) 直近 5 事業年度について、決算公告を行った日と掲載された媒体をご教示ください。
- (4) 平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書をご開示ください。貴社の事業セグメントごとの直近 5 年間の財務成績をご教示ください。
- (5) 貴社のウェブサイト<sup>1</sup>によると、貴社の特許権及び実用新案権として、「通信関連 6 件、指紋照合技術関連 8 件、本人認証利用技術関連 3 件、その他 2 件」との記載がなされています。これらの権利はいずれも、貴社が保有する権利でしょうか。また、これらの権利の内容について、当社の事業との関連性や期待されるシナジーについてご教示ください。
- (6) 貴社が提出した公開買付届出書（以下、「本公開買付届出書」といいます。）の第 2 の 1 (1)④の大株主の一覧によると、貴社の代表取締役である柏原 武利氏（以下、「柏原氏」といいます。）及び貴社の取締役である青柳 由一氏のほか、斉藤 昌弘氏、栃本 京子氏、斑目 力曠氏が大株主として記載されていますが、これらの各個人株主と貴社あるいは柏原氏又は青柳氏との人的関係、取引関係その他の関係について、具体的にご教示ください。また、貴社の株主の合計数をご教示ください。
- (7) 本公開買付届出書の第 2 の 1 (1)③の資本金の額及び発行済株式の総数によると、貴社の発行済株式総数は、703,220 株とのことですが、貴社の履歴事項全部証明書によると、この内訳は、普通株式 67 万 3220 株、A 種株式 3 万株とされています。貴社の A 種株式は、株式の発行や代表取締役、取締役及び監査役の選解任並びに報酬の決定等の種々の事項について拒否権を持つ仕組みとされており、A 種株主の意向に反して貴社の経営を行うこと

---

<sup>1</sup> <http://www.techno-global.net/company.html>

が困難であることが伺われます。この点、本公開買付開始時、及び現時点において、かかる A 種株式を保有している者の氏名又は名称とその保有する A 種株式数の内訳をご教示ください。

## 2. 公開買付者の事業内容、沿革及び実績

(1) 本公開買付届出書の第 2 の 1 (1)④の役員の職歴によると、柏原氏は、「昭和 51 年 4 月 柏原翻訳事務所を開設 昭和 60 年 5 月 (株) スバルインターナショナルを設立、代表取締役社長に就任、平成 15 年 4 月 フジデジタルイメージング株式会社を設立、代表取締役社長に就任、平成 17 年 7 月 テクノイマジア株式会社の代表取締役就任、平成 17 年 11 月 セキュアデザイン株式会社を設立、取締役会長就任」との記載がありますが、これらの役職はいずれも現任され、事務所の運営も継続されているでしょうか。また、これらの諸企業・事務所と、貴社あるいは柏原氏との資本関係、取引関係、人的関係その他の関係の有無及び内容を、具体的にご説明ください。

(2) 柏原氏及び貴社取締役である國枝博昭氏 (以下、「國枝氏」といいます。) は、いずれも、貴社と同じく指紋認証を始めとする生体認証技術・製品開発及び販売・ライセンス・ソリューション提供を事業内容とする、株式会社シービーエージャパン (<http://www.cba-japan.net/jp/company/> 以下、「シービーエージャパン」といいます。) の代表取締役を兼任されているようですが、貴社とシービーエージャパンとの相互間の、資本関係、取引関係、人的関係その他の関係の有無及び内容を、具体的にご説明ください。

(3) 柏原氏及び國枝氏は、いずれも、株式会社 NESTAGE (現在は、株式会社ゲオに吸収合併されたことにより消滅) の取締役を兼任されていたようですが、貴社と同社 (現在の株式会社ゲオ) との間の資本関係、取引関係、人的関係その他の関係の有無及び内容を、具体的にご説明ください。

(4) 本公開買付届出書の第 2 の 1 (1)①の会社の沿革によれば、貴社は、平成 17 年に「スウェーデン、ストックホルム証券市場 (現 NASDAQ-OMX) 上場の Fingerprint Cards 社を買収」した旨の記述がありますが、同社の株式を取得した経緯とその手法及び、その後の株式売却の日時と理由その他の詳細をご教示ください。また、貴社又は貴社の役員と Fingerprint Cards 社との資本関係、取引関係、人的関係その他の関係の有無及び内容を、具体的にご説明ください。

(5) 本公開買付届出書の第 1 の 3 (2)③で、貴社が Fingerprint Cards AB (以下、「Fingerprint Cards 社」といいます。) の買収及び再建を行った旨の記述がありますが、同社の 2006 年

度の年次報告書 (Annual Report 2006<sup>2</sup>) に記載の KPMG Bohlins AB の監査報告書において、「At our audit of the management's administration we have noted that the board member Taketoshi Kashiwabara has only attended three board meetings during 2006 by phone out of totally 16 board meetings during 2006, which also appears from the administration report on page 19. We find it remarkable that a board member so little has actively attended the board meetings as the board during the year 2006 has had a lot of important issues to decide upon.」との記載があり、2006 年度中には、取締役会が決定すべき重大な事項が多くあったにもかかわらず、16 回行われた取締役会のうち、柏原氏は電話によって 3 回出席したのみであることが特筆すべきである旨指摘されておりました。この点、本公開買付届出書の第 1 の 3 (2)③では、「公開買付者の経営参画の結果、Fingerprint Cards 社の売上高は、公開買付者による買収前 (平成 17 年以前) の年約 40 万ドルから、平成 20 年には年約 360 万ドルにまで回復、上昇し、平成 25 年には年約 1,300 万ドル、平成 26 年には年約 2,800 万ドルとなるまで成長しました。」との記載がありますが、実際に貴社及び柏原氏が具体的にどのように経営に参画・貢献したのか具体的にご説明ください。

(6) 本公開買付届出書の第 1 の 3 (2)③には、「柏原氏による上記株式会社ディー・ディー・エスへの投資にあたっては、柏原氏は、平成 21 年 6 月から同年 11 月にかけて同社の第三者割当増資の引受け等により指紋認証事業を営む同社の資金繰りを支援しました。また、柏原氏は、平成 21 年 7 月 23 日付で自ら同社の取締役に就任して経営に参画し (平成 22 年 4 月 26 日付で同社の取締役を辞任)、自らが代表取締役を務め、指紋認証事業を営む株式会社 BgenuineTec との業務提携等を行うことにより、同社の技術基盤及び営業基盤を強化しました。」との記述がありますが、貴社及び柏原氏と、株式会社ディー・ディー・エス及び株式会社 BgenuineTec (旧商号セキュアデザイン) との現在の資本関係、取引関係、人的関係その他の関係の有無及び内容を、具体的にご説明ください。

(7) 柏原氏及び國枝氏がそれぞれ代表取締役に就任している株式会社 BgenuineTec (旧商号セキュアデザイン) は、本公開買付届出書によると、元来は貴社の開発・製造部門を会社分割したものとありますが、同社の 2011 年 4 月 20 日付プレスリリースによると、同社は、ロンドン証券取引所 AIM に上場していたところ、同市場における上場を維持するために必要な同社の nominated advisor (以下、「Nomad」といいます。) であった Charles Stanley Securities が、即時効力の発生する旨の辞任届を提出したことにより、Nomad が不在の状態となり、1 ヶ月以内に後任の Nomad を選任することができなかったことから、ロンドン証券取引所により、AIM Rules 1 条に従って、平成 23 年 6 月 21 日付けで同市場からの上場廃止の処分を受けた旨記載されております。このように Nomad が辞任せざるを得なくな

---

<sup>2</sup> <http://www.fingerprints.com/corporate/en/report/annual-report-2006/>

った経緯並びに後任の Nomad が選任できなかった理由と経緯についてご教示ください。また、こうした経緯について、貴社又は貴社の役職員がどのように関わったか、またかかる上場廃止が、貴社に対してどのような影響を与えたかについて具体的にご教示ください。

(8) 本公開買付届出書の第 2 の 1 (1)①の会社の沿革によれば、貴社は、平成 17 年に「米国商務省の直轄団体でスタンダード&技術研究所 (NIST) が進めている指紋認証方式の国際標準化プロジェクトに参加」した旨の記載がありますが、当該プロジェクトの詳細と現況並びに当該プロジェクトにおいて貴社が果たしている役割について、ご教示ください。

(9) 本公開買付届出書の第 2 の 1 (1)①の会社の沿革によれば、貴社は、平成 17 年に「複数の認証デバイスを統合するインターフェース仕様の共有化を推進するため認証統合コンソーシアムを設立」した旨の記載がありますが、当該コンソーシアムの参加企業をご教示ください。また、当該インターフェース仕様の共有化についての進捗状況をご教示ください。

### 3. 本公開買付けを行うに至った目的、背景、経緯及び方法等について

(1) 本公開買付届出書第 1 の 3 (2)③では、「公開買付者は、対象者の現経営陣を支持しており、公開買付者が対象者の現経営陣に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有しています。」(4 頁「本公開買付け後の経営方針等」と記載されていますが、現経営陣を支持すると言いながら、当社に事前の連絡なく、了承を得ないまま本公開買付けを開始しなければならなかった理由をご教示ください。

(2) 本公開買付けを開始する時期として、平成 27 年 3 月 3 日を選択した理由、及び公開買付けの期間を 35 営業日に設定した理由についてご教示ください。

(3) 貴社が公表した平成 27 年 3 月 2 日「新華ホールディングス・リミテッド (証券コード 9399) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において、「買付代金 197,173,800 万円」との記載がありますが、これは 197,173,800 円の誤記であると理解してよろしいでしょうか。

### 4. 第三者との間における意思連絡の有無及びその内容

(1) 本公開買付けに関して、貴社が当社の株主との間で、何らかの連絡、協議、合意等があるか否か、また、今後何らかの連絡、協議、合意等を行う予定があるかについて具体的にご教示ください。



## 5. 公開買付け後に意図している当社及び当社グループの経営方針等

- (1) 本公開買付け後における、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策、資産活用等に関する貴社の考え方を、それが適切である理由と共に具体的にご説明ください。
  
- (2) 貴社が本公開買付けにより当社株式を取得することが、当社グループが展開している既存ビジネスに与える影響の有無及び程度に関する検討の有無及びその結果を、具体的にご説明ください。
  
- (3) 本公開買付け届出書によると、貴社は、現時点で保有している当社株式及び本公開買付けによって取得する当社株式のいずれも長期保有する方針であるとのことですが、貴社として、当社に対する投下資本の回収をどのように行う意向であるかについて具体的にご説明ください。

以上